

第6節 その他事故等災害応急対策

関係機関	各課・室共通
------	--------

本計画においては、地震、風水害に加え、大規模事故などを想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講ずることができるよう定めているが、その他にも航空機の墜落等の不測の事故が発生するおそれがある。

こうした場合においても、関係機関は災害の態様に応じ、「第3編 災害応急対策」を準用し、被害情報の収集・連絡、避難誘導、災害広報、消火・救助・救急・医療活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講ずる。